

令和8年2月13日

〒102-0093  
東京都千代田区平河町2丁目16番1号  
平河町森タワー11階・12階（受付）  
のぞみ総合法律事務所  
共和化工株式会社代理人  
弁護士 矢田 次 男 先生  
弁護士 清水 敬 文 先生  
弁護士 田 仲 信 介 先生

〒238-0021 横浜市中区日本大通18  
KRCビル403B  
横浜ユuris法律事務所  
葉山町代理人  
弁護士 工 藤 昇

## 令和8年2月3日付け通知書に対するご回答

冠省 当職は、葉山町（以下「当町」という。）の代理人として、共和化工株式会社代理人の貴職らに対し、令和8年2月3日付け貴職らからの通知書に対して回答します。

## 1 「貴町の査定額について」について

設計変更に伴う増減額については、これまで協議してきたとおり、公共工事の透明性を確保するため、設計変更にあたっては、公共単価による積算とすることを基本としています。また、増額についての事前協議は行われておらず、貴社の下請け業者に支払った額をそのまま請求されたものに対して、当町が査定し令和7年12月3日付け設計変更に伴う金額増減の集計【葉山町査定】をお示ししたものです。また、物価スライドに関する増額分は、設計変更に伴う増減額工事の協議が整わなければ行うことが出来ないことについては、町と貴社との間で確認しているところです。

## 2 「請負代金額の変更並びに工期延長及び設計変更等に伴い当社が要した費用」について

## (1) 追加工事に伴う費用：2億350万円

今回の増額理由及び内訳について資料等が提示され説明もされていないため、その根拠も不明確で

あり妥当性も判断出来ませんが、本文に記載の内容から増額の理由は破袋機が破除袋機となったことによるものと推察します。

破除袋機の導入は、プロポーザルによる事業者選定に当たり、要求水準書に明記されているものであり、当町は除袋機能の無い設備での処理を想定しておらず、所要の性能を発揮する設備を導入することは、貴社の責任において履行しなければならない契約上の責務です。よって、上記費用の支払いは致しません。

(2) スライド条項に基づく増額分：5億2759万2153円

貴社が令和6年4月1日を基準日とする根拠としている令和5年9月14日の町長面談においてスライドを了承した事実はありません。また、基準日については、書面で示された令和6年12月25日となります。

なお、令和6年1月26日付け工事請負契約変更請書により、当初契約請金額15億8400万円のまま工事を請負う契約の変更をしております。また、貴社によるスライド条項に基づく増額分の積算に用いている物価上昇率等が不明確であり、その妥当性が判断出来ません。よって、上記費用の支払いは致しません。

(3) 工期延長に伴い当社が負担した費用：3972万1079円

工事遅延が天変地異や町からの一方的な設計変更の要請等があったものではなく、町の責めに帰すべき明確な理由が存在しないことから、当初契約時の工期を遵守する義務は貴社にあります。よって、上記費用の支払いは致しません。

(4) 施設処理能力確認試験に要した費用：63万1854円

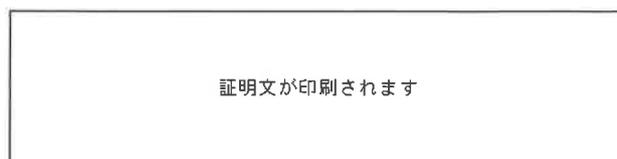
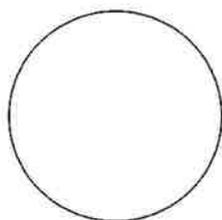
施設処理能力確認試験については、貴社による試運転、運転指導が十分ではないことから、施設処理能力が要求水準書通りの性能が発揮できていることを施設完成引き渡し前に確認することが目的であり、契約の範囲内において貴社の負担で行うべきものです。よって、上記費用の支払いは致しません。

3 「貴町に対する請求」について

訴訟による司法の場での解決とのことですが、工事請負契約書第55条には、「この契約について、発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者又は受注者は、建設業法第25条の規定により設置されている神奈川県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。」ものと規定されており、第56条には、「発注者及び受

注者は、その一方又は双方が前条のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、前条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。」と定められていることから、当町としましては、審査会のあっせん又は調停による解決若しくは仲裁に付すべきものと考えます。なお、汚染土処分費につきましては、すでに協議済であり、支払うための準備を進めています。

以上



証明文が印刷されます

